

# 新型コロナウイルス感染症対策本部 会議録

## (通算：第14回 特措法に基づく対策会議：第2回)

日 時 令和2年4月10日(金)  
午後3時～午後4時  
場 所 災害対策本部室

出席者：市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、子育て健康部長、産業環境部長、建設部長、都市整備部長、上下水道部長、教育振興部長、生涯学習部長、社会福祉協議会事務局長、危機管理監、危機管理課長、危機管理係長、地域防災係長、子育て健康部次長、健康推進課長、健康推進係長、安城消防署長

### 1 本部長あいさつ

- ・愛知県独自の緊急事態宣言が本日発出された。
- ・知事は国の緊急事態宣言の対象地域に含めることも要請しているとのこと。
- ・県内でも感染者がまだまだ増えている状況で刈谷市、碧南市、西尾市、豊田市、岡崎市などのほとんどの近隣市町で感染者が発生している。
- ・4月7日には市民ではないが、安城郵便局員の感染も確認されている。
- ・市民の感染者発生も時間の問題と危機感を募らせている
- ・市民への感染拡大を極力防ぐことが重要である。これまで以上の公共施設の利用制限やイベントの中止等によって、多くの方々に不便をかけることとなるので慎重な審議をお願いしたい。

### 2 新型コロナウイルス感染症に伴う公共施設の対応について

#### (1) 教育委振興部

##### ア 小中学校

- ・臨時休業 5月6日(水)まで
- ・自主登校教室 5月1日(金)までの平日(登校日は除く)
- ・運動場の開放
  - ・小学校 5月6日(水)まで開放。(自主登校教室を実施している日と登校日は除く)
  - ・中学校 5月6日(水)まで開放。

#### (2) 子育て健康部

県の非常事態宣言を受けてより制限を強めた。

##### ア 保育園、幼稚園及び認定こども園

- ・幼稚園 5月6日(水)まで休園。預かり保育は縮小して実施(※)
- ・認定こども園 5月6日(水)まで一部休園。預かり保育は縮小して実施(※)

- ・ 保育園 5月6日(水)まで保育の提供を縮小(※)

(※)真にやむを得ず保育が必要な場合以外は、可能な限り登園を控えるよう依頼。

イ 児童センター及び子育て支援センター

- ・ 地区公民館内の児童センター 5月6日(水)まで閉所
- ・ 福祉センター内の児童センター 5月6日(水)まで閉所
- ・ 子育て支援センター 5月6日(水)まで閉所。ただし、予約による子育て相談は実施。

ウ 児童クラブ

- ・ 4月13日～5月1日 午後2時30分から午後7時まで開所
- ・ 5月2日までの土曜日 午前7時30分から午後7時まで開所

(3) 市民生活部

ア アンフォーレ

- ・ エントランス、ホール、多目的室、願いごと広場など 利用停止。
- ・ エントランスの机、椅子 利用停止。
- ・ カフェ 4月10日より営業休止。
- ・ 図書情報館 休館（受付での予約本受取、予約本受取機の利用及びWeb予約不可）ただし、返却ポストへの返却は可。
- ・ 窓口センター 通常どおり開設。
- ・ 安城ビジネスコンシェルジュ（ABC） 相談業務は実施。
- ・ 閉館時間を午後9時から午後5時30分に変更。

(4) 生涯学習部

ア 生涯学習施設

へきしんギャラクシープラザ（文化センター）、地区公民館（※1）、青少年の家、市民会館（※2）、安祥閣、各市地区公民館屋外スポーツ施設を閉鎖する。

（※1）北部支所、桜井支所、明祥支所は開設

（※2）市民会館の受付窓口は開設

イ スポーツ施設

東祥アリーナ安城（体育館）、安城市スポーツセンター、マーメイドパレス、屋外スポーツ施設 休館

ウ 文化振興施設

歴史博物館、市民ギャラリー、文山苑休館

(5) 産業環境部

ア デンパーク

- ・ 明日から5月7日まで休園。
- ・ 道の駅（管轄は国土交通省）については、午前8時から午後8時までの営業時間を午後5時までとする。

イ レンタサイクルポート（デンパークなど） 閉鎖（都市整備部）

(6) 市民生活部

市民交流センターは休館とする。

(7) 福祉部

ア 福祉センター、社会福祉会館

- ・貸館、施設利用及び風呂営業 4月9日より利用停止。
- ・相談業務、身体障害者デイサービス（桜井） 実施。
- ・ふれあいサービスセンター（各種相談業務など） 実施。

(8) 都市整備部

ア 堀内公園

- ・ふわふわドーム 4月8日より利用停止。
- ・有料遊具 利用停止。
- ・無料遊具（ちびっこサーキット、芝すべり） 利用停止。
- ・無料遊具を新たに利用停止とした。人気がある遊具だが、職員から遊具の手渡しがあるので中止とした。堀内公園は毎週火曜日が運休日なので、イメージとしては運休日がずっと続くという感じ。

(9) 産業環境部

ア 安城市観光案内所&コワーキングスペースKEY PORT 休館

イ 柿田公園管理事務所内「エコきち」 休館。

### 3 市が主催するイベントや集会の実施可否の基準について

(健康推進課)

○方針

- ・イベント、集会は原則禁止となる。周知徹底を。
- ・5月6日までの基準となる。
- ・緊急事態宣言を受け、詳細な条件を付記して基準をより制限した。

○厳守する事項

- ・密閉空間について。換気できないところでは、機械換気などにより施設保全課が示した利用可能な人数で行うこと。
- ・密接場面について。厚労省の基準は2メートルとあるが、対面なら2メートルと考え、手が届かない範囲ということ。前後左右は最低1メートル以上開けるように。

### 4 その他

(1) 危機管理課

- ・改めて、窓口対応する場合は、マスク着用の徹底をお願いしたい。
- ・窓口対応でマスクが必要な場合は、人事課へ相談してほしい。

(2) 総務部

- ・飛沫感染防止のため、市民課窓口をアクリル板で隔てる措置を試験的に実施したが、実用性・衛生上の課題がある。ビニールカーテンを上から吊るすといった手法も模索し、より実用性が高い方法を試行錯誤している。

### (3) 企画部

- ・ 市役所の職員研修について、技術系の研修を含め中止とする。
- ・ 研修ができない分はOJT制度を活用する。担当職員はその旨配慮してほしい。
- ・ 職員の感染者が出た場合の対応については事前にフォーラムに掲載しているので各部には回答をお願いしたい。
- ・ 職員が感染した場合は、休日夜間問わず報告し、広報も早急に対応できるように配慮してほしい。
- ・ 感染又は濃厚接触したことで休んでいる職員へのハラスメントには十分注意及び配慮すること。

### (4) 安城消防署

消防署の対応について連絡する。

- ・ 緊急事態宣言に先駆け、昨日午後10時から局内幹部会議を開催した。
- ・ 職員が罹患した場合の消防力低下を想定し、業務仕分けを実施。
- ・ 通信受令担当、救急体制・救急隊員の充実を図る。
- ・ 4月9日午後12時30分、指揮本部を設置。
- ・ 衣浦東部広域連合消防局との情報共有を図っていく。

## 5 本部長あいさつ

- ・ 状況は日々刻々と変化している。市民の感染も時間の問題かもしれない。
- ・ 情報収集に努める。
- ・ 即時対応できるように職員全体が危機感をもって対応すること。
- ・ 各部長は業務時間外であっても携帯電話の着信に注意し、常に警戒を怠らないにすること。

次回 調整中

議題：各部の状況について など